

## 不適正除染に関する通報等（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（平成 25 年 1 月 16 日～平成 27 年 3 月 31 日分）

○合計 30 件

（平成 25 年 1 月からの累計 65 件）

○通報等の概要と対応

&lt;直轄関係&gt; 7 件

不適正除染に関する通報等は資料 2-2・図 1 のフローに沿って随時対応を行い、3 ヶ月に一度環境省 HP において対応の概要を公表している。  
[http://josen.env.go.jp/tekiseika/report\\_summary.html](http://josen.env.go.jp/tekiseika/report_summary.html)

日付	場所	通報等の概要	対応
H25/11/16	大熊町	南平地区でブロアーを使っていた。汚染物の拡散ではないか。	森林等で除染範囲外に拡散しない範囲でブロワーを使用していた例があったが、拡散が懸念されるとの指摘も踏まえ、事業者に対し、ブロワーを使用しないよう指示済み。
H25/12/11	大熊町	除染後の砂の中からゴミや、ガラスや、空き缶、空き瓶等出てきた。	具体的な場所が特定されていないので調査は困難だが、一般論として、森林等には投げ捨てられた空き缶等があるケースが多く、その場合は可能な範囲で集積等している。 また、監督職員への確認の結果、不法投棄等の情報は確認できなかった。
H26/1/16	浪江町	モニタリングをしている人が報告した数字に対して責任者が「低い数値は知らない。高い数字を言え」と言っていた。そのような測定をしているのであれば、モニタリング結果を信用できない。	具体的な場所が特定されていないので正確な事実関係の確認は困難。 なお、監督職員に確認したところ、通報にあった時期は、除染前のモニタリングを実施している時期であり、ホットスポットの有無の探索も行っていった。そのため、放射線量が高いところを探すよう指示していた可能性がある。 また、一般的には、監督職員等がサンプル的にモニタリングを行い、受

			注者が行ったモニタリング結果の妥当性を確認している。
H26/3/11	飯舘村	仮置場で保管されているものから裂けた袋が次々と見つかった。漏れ出した土には、木の根のようなものもあった。こうした袋は少なくとも村の7カ所で見つかった。(テレビ朝日報道)	当該場所は、施工中の保管場所。近年にない大雪のため、除雪を実施したが、その際に除雪機器に接触して破損させたものであり、充填物によって破損したり、袋の耐久性に問題があった訳ではないと考えられる。 破損箇所については修復措置を3月21日までに実施済み。なお、内容物の周囲への飛散・流出は認められなかった。
H26/10/2	南相馬市	除染現場における除去土壌等の集積場所において、ダンプ式荷台機能を持つ運搬車両に積載された複数の大型土のう袋を、運搬車両荷台を傾け一度に地面に落下させ、除去土壌等の飛散及び流出の恐れがある行為が確認された。	作業監視体制の見直し、作業手順書の改訂、大型土のう袋を傷つけないように施工することが必要であることを認識させるための教育・周知徹底を行った。
H27/2/25	南相馬市	除染等工事受注者から「南相馬市小高区で作業していた除染作業員から、昨年の12月から今年の1月にかけて除染作業で発生した可燃物を破碎しない状態で土のう袋に入れずにそのまま、穴を掘って埋めた、という報告をうけた。」との情報があった。	○環境省としては、監督員による現場立会等の日々の施工管理、除染が適切に実施されているか検査する確認調査等を通じて、監督しているところ。更に、当該案件を踏まえ、監督員の増員等、体制の強化を図ることとした。  ○また、環境省からの再発防止の徹底の指示を踏まえた、受注者による再発防止対策は、以下のとおり。 ①廃棄物の取扱いに関する更なる教育の徹底・強化 ②元請の担当者による現場状況に応じた適切な作業内容の事前確認・指示及び作業中の監督 ③不適正除染防止に関するパトロールの強化

			[現在、福島県警が捜査中]
H27/3/16	南相馬市	除染で発生した土壌等と一般ゴミ（資材の梱包紐等）を、フレキシブルコンテナと一緒に入っていた。	大型土のうの内容物の点検を行ったところ、一部の大型土のうの中に梱包紐等が混入していることを確認したため、受注者に対して内容物の分別を徹底するよう指導した。

<非直轄関連> 23件

日付	場所	通報等の概要	対応
H25/11/15	いわき市	<p>久之浜・大久地区の除染を受託している業者が、除染で取り除いた汚染物質を「作業時間中に仮置き場に運び込めなかったから」と言って、一晩現場事務所でトラックの荷台に搭載しっぱなしにしていた。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除染作業に於いて発生した除去土壌を入れたフレコンをトラックに積んだまま現場事務所前に残置し、翌日仮置場へ搬入したという事実は確認された。</li> <li>○ 但し、フレコン表面の線量は、<math>0.5 \mu\text{Sv/h}</math>程度で有り、事務所は居住地から30m程度離れていること、残置は夜間一晩のみであり、作業員の出入りも非常に短時間であったことから、事務所周辺の住民への影響は無く、作業員への影響も殆ど無かったと判断される。</li> <li>○ なお、今後、仮置場への搬入作業が時間内に終了しない場合は、運搬途中での現場事務所への残置はせず、仮置場敷地内に駐車するよう指導を行った。</li> </ul>
H25/12/9	田村市	<p>除染作業で発生した廃棄物を庭に穴を掘って不法投棄されている。(12.2週刊朝日)</p> <p>高压洗浄で回収した汚染水をそのまま田畑に垂れ流していた。(12.9週刊朝日)</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄については、警察、地権者立ち会いで現地調査を行った結果、埋設物に植物の根が絡まっていることや表面汚染密度が低いこと、ウエス等も見当たらなかったことなど、除染除去物の不法投棄と断定できる物証は出なかった。なお、原因者が特定できないことから捜査は終了していない。</li> <li>○除染作業に伴う排水の処理については、垂れ流しの事実は確認できなかった。</li> </ul>

			<p>○排水の処理については、軽トラに積んだ大型タンクやポリタンクにポンプで回収し、除染組合事務所裏にある水槽に集め、凝集剤添加処理し、線量確認後排水を行っており、現場での処理は行っていない。</p> <p>○なお、住宅のコンクリートたたき等の水洗浄の際の排水が流れる先が土壌の場合は、土壌に吸着させた後土壌剥ぎ取りを行うこととしており、その場合も敷地を超えて田畑に流れ込まないことを確認している。</p>
H25/12/16	白河市	<p>白河市の県営団地で、除染によって発生した土砂などの廃棄物が保管袋に入れられたまま敷地内の児童公園内に置かれ、一時子供らが自由に近づける状態で保管されていた。(12/16 付け毎日、12/17 付け福島民報、福島民友)</p>	<p>福島県より以下のとおり連絡あり。</p> <p>○福島県において確認した内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染廃棄物の保管場所となる児童公園内は柵等による接近防止の措置をとっていたが、保管場所に搬入する前の一時的な集積場所については子供らが近づける状況にあり、子供の生活空間でもある県営住宅としては措置が十分ではなかった。</li> <li>○福島県では以下の措置を速やかに実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署に対して管理状況の点検関係及び管理の徹底を指示。(12/16)</li> <li>・白河市と協議し、仮置き場への搬出が可能なものは速やかに搬出したが、それ以外のものについては、空間線量値が周辺と変わることはない様、土のう等による遮蔽措置を実施した。(12/28 まで)</li> <li>・子供が活動する朝から夜 9 時頃まで団地の児童公園に警備員を配置。(12/28 まで)</li> <li>・県営住宅入居者及び白河市への情報提供を実施。(12/18,12/29)</li> <li>・現場保管された廃棄物の空間線量の定期的測定及び測定値の現場掲示(週 1 回以上)</li> </ul> </li> </ul>

H25/12/25 (12/20)	郡山市	<p>除染業者の現場責任者が線量測託業者の放射線測定士を買収し、細工を施した測定器で測定させ、高線量の地域でも低線量になるようにしていた。また、住民に対しては、虚偽の測定値を見せるなど、悪質な行為をしていた。</p> <p>投書は、(12.16 付けで、線量測定業者名で郡山労働基準監督署、郡山市、除染業者に送付されたことを確認。)</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○発送名の線量測定業者に対して、事実関係の確認した結果、送付した事実及び改ざんを指示された事実はない旨の報告があった。</p> <p>○除染業務者からも、改ざんを指示した事実はない旨の報告があった。</p> <p>○また、除染業者への発注時期と通報に記載されている時期が異なっており、通報内容に該当する事実は確認できなかった。</p> <p>○さらに、第三者に委託して除染現場を確認したところ、モニタリング結果を改ざんした形跡は認められず、適切に除染が行われていたことを確認した。</p>
H26/2/25	西郷村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園入口のアスファルト舗装された地面を高圧洗浄機で洗浄した際に発生した排水をそのまま側溝に流していた。</li> <li>・側溝には土嚢による堰止めや沈殿物の回収は行われていなかった。</li> </ul>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○高圧洗浄機で洗浄した際に発生した排水について、不適切な処理は確認できなかった。なお、地面部分の高圧水洗浄は、全て回収型の高圧水洗浄機を利用している。</p> <p>○実際の作業では、各現場で発生した汚染水は、水田地帯に業者が設置したピット（水槽利用）に集積回収し、凝集沈殿処理をした後、農業用排水路に排水を行っている。</p>
H26/5/19	田村市	<p>作業終了間近の 10 月末頃に除染作業で発生した土壌の土のう袋を運んだ際、線量の高い土壌の土のう袋を不在になっていた他人の家の庭先に許可も取らずに穴を掘って埋めた。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○通報箇所を調査した結果、小型土のう袋 44 袋（総計 0.52 トン）が埋設されていることを確認。これらについては全て回収し原状回復を実施。</p> <p>○これらは、通報者を含む作業者が、追加施工で発生した土壌を他の完了した現場に埋設したもので、不適正な行為であることを確認。</p>

			<p>○市長名で、元請け業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導文書を出すとともに、市職員等による巡回パトロール、巡回指導の強化等を実施。</p> <p>○関係業者に対して、指名停止処分(3ヶ月)を決定し通知済み。</p> <p>※環境省の対応</p> <p>○放射性物質汚染対策担当参事官室名で、「除染等の措置に伴い生じた除去土壌の管理等の徹底」を図るよう関係自治体に指導文書を出。</p> <p>○福島環境再生事務所長名で田村市長に対して、「除染等の措置に伴い生じた除去土壌の管理等の更なる徹底」を指示するとともに、今般の経過、具体的な再発防止対策等を報告するよう文書で指示。</p>
H26/5/22	郡山市	<p>労働安全衛生法に定められた除染等業務特別教育を受けていない者を受けたようにして除染作業を行わせている。</p> <p>除染作業後の作業員の被曝スクリーニング、除染作業で汚れた衣類や作業用品の持ち帰り、自宅での洗濯。</p> <p>放射性廃棄物の埋設したピットの陥没、住民の陥没転落。</p> <p>住宅で出た汚染物質の埋設忘れを他の住宅のピット内に埋設。</p>	<p>自治体に連絡済み</p> <p>(参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <p>○除染特別教育の受講の有無については、入場前には必ず確認を実施している。</p> <p>○除染作業後の作業員の被曝スクリーニングは常に実施しており、除染電離則に定める境界値(13,000cpm)以下(実測値80~250cpm程度)であることを確認。現状の線量であれば作業着を自宅で洗濯することは特に問題ではない。</p> <p>○埋設箇所の陥没事例は多いが、適切に対処しており、住民から転落した等の苦情は受けていない。</p> <p>○除去土壌等は指定された保管場所に埋設されており、通報の事実は確認できなかった。</p>

H26/5/28	二本松市	<p>汚染土を隣の家(空家)の庭に埋めるのは問題があるのではないか。</p> <p>また、〇〇公園のすぐ近くなどでも、汚染土が入った袋が立ち入り禁止のロープなどもない場所に置かれていた。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後取り壊し予定の老朽空き住宅（居住しておらず、今後も入居はさせない）の庭に埋設しており、二本松市として、ガイドラインに沿った対応をしており、問題ない。</li> <li>○ 今後、誤解を招かないよう丁寧な説明に努める。</li> <li>○ ご指摘のあった公園の除染については、作業中のものを目撃してのことのようである。作業中の看板はあったが、立入禁止等のロープ等の措置は不十分だった。</li> <li>○ 当該事業者に対して、立ち入り禁止措置等を行うよう指導を行うとともに、他の事業者に対しても改めて注意喚起を行った。</li> </ul>
H26/5/30	二本松市	<p>道路脇の除染廃棄土を住宅近くの建設業者資材置き場へフレコンバックに詰めずダンプで搬入し山積み放置してある。</p> <p>また、ダンプの出入りで土ほこりが舞っている。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資材置き場に山積みされているものは、遮蔽用の山砂で除去土壌ではないことを確認した。</li> <li>○ なお、集落近辺への置場には、誤解を与えるものは可能な限り置かないこと、飛散防止対策等を講ずるよう指導を行った。</li> </ul>
H26/6/18	本宮市	<p>除染作業員 5-6 名にて一般住宅、自家用車進入通路のコンクリート部除染作業を行っていたが、高圧洗浄機にて洗い流しており、排水は未舗装道路を伝って、全部垂れ流し状態。排水の流れた先には畑もある。本日近所の作業中に見かけたもの。</p>	<p>自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場確認を行ったが、通報のあった作業に該当する内容の住宅を特定するには至らなかった。</li> <li>○但し、同地区内には高圧洗浄作業を行っている住宅があり、この洗浄水は土壌によるろ過処理で対応しており、作業後にこの部分を含めた土壌の剥ぎ取りを実施する予定である。</li> </ul>



			<p>○なお、当住宅の下流に側溝はあるが、洗浄水の流出は確認されておらず、下流に畑もない。</p> <p>○しかしながら、高圧洗浄作業における拡散防止対策（養生）が不十分であったため、拡散防止策について指導するとともに、市内で作業を行っている全工区に対して、作業（拡散防止対策）の徹底を指示した。</p>
H26/7/11	郡山市	<p>ヤードに、除染作業現場から搬出された残土を持ち込み保管している。どういう素性の土なのか分かりません。残土のモニタリングを適正に行っているのか疑問。私の所有土地は上記仮置き場と隣接しており、ショベルカーで日々作業をすることで晴天時は土埃が舞う状況。</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○本通報者より提出された質問状に対して、平成26年7月16日付けで回答済みであり、当該通報に係る回答の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該ヤードに持ち込みを行っているのは、表土削り取り後に客土するための山砂、砂利削り取り後に敷き均すための砂利、現場保管に伴って生じた掘削残土等。</li> <li>・当該ヤードから残土受入先へ搬出する際、トラック1台毎に線量率を測定・記録しており、これまでの全ての測定結果が0.23μSv/h未満となっている。</li> </ul> <p>○土埃対策としては、現在1.5m程度のネットを外周にまわしているが、不十分と認められることから、3mの鋼板製の仮囲いを設置するとともに、資材（山砂、砂利等）置場を移動するよう事業者へ指示を行い、対応済みである。</p>
H26/7/11	泉崎村	<p>土曜日になると高圧洗浄の機械を使って作業している人が水を集めずに側溝に流し捨てていた。側溝から流れた先の汚染は大丈夫なのか調査してほしい。</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○本村における高圧洗浄の際の水の回収は、吸引式自己回収方式と水路を堰き止めて回収する方式のいずれかによることとしている。</p> <p>○通報のあった地域では、水路を堰き止めて回収する方式を用いており、</p>

			<p>上流3m、下流20m地点を土のうで堰き止め、バキューム車で回収し、仮置場内で凝集沈殿処理を行っており、適正に実施されたものである。</p> <p>○なお、除染作業に対する誤解や不安を与えないよう、作業内容を表示するなど配慮して作業を進めるよう指導を行った。</p>
H26/7/31	郡山市	<p>除染作業で使用したと思われる黄色い給水車が来て、自宅隣の空き地内の排水溝に給水車のタンクからホースを伸ばして水を流していた。おそらく除染作業で発生した水と思われる。自宅隣の空き地は震災で建物が倒壊したため放置状態となっているが、空き地とはいえ無断で入っては不法侵入ではないのか。事前の連絡もなく、他人の土地の側溝に何を流しているのか、非常に不安である。</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○当該地域における7月31日の除染作業は、側溝の浚渫及び洗浄を実施。</p> <p>○側溝における除染は、高圧洗浄方式で、排水は側溝下流を堰き止めバキューム吸引を実施しており、除染作業で発生した排水を流してはいない。</p> <p>○作業中の車両については、作業現場脇の市道敷に停車させて作業を行っており、空き地に進入した事実は確認できなかった。</p>
H26/8/1	田村市	<p>水が入っているバケツ等の容器で除染作業で履いていた長靴を洗っていた。容器に入っている長靴を洗い終わった後水を側溝（側溝の詳細は不明）に流していた。</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○除染に従事する全ての作業員が、瀬川の現場事務所でスクリーニングを行い、汚染されていないことを確認したうえで、長靴は容器内で洗浄を実施。</p> <p>○容器の水については、沈殿措置を行い、上水を側溝に排水し、沈殿した堆積物は容器に回収し処理を実施。</p>

H26/9/11	西郷村	<p>(指定廃棄物が)野ざらし状態で日々運び込まれています。近くには川が流れており、線量計を設置している乗用車はその川を渡ると線量計が鳴りだすと言っている方もいます。その川の下流域では子供たちが川遊びをしています。</p>	<p>※自治体に連絡済み  (参考)自治体からは、以下の連絡有り  ○通報箇所は、西郷南部・谷津田仮置場と思料。  ○当該仮置場は、当時、継続して除去土壌を搬入中であつたことから、除去土壌等が入った容器をそのまま置いていたものであるが、今後、ガイドライン等に基づいて、上部にシートを掛ける等の措置を行って保管予定。  ○上記仮置場近傍の下流の河川にかかる橋(黒川、栃福橋)の空間線量率は、モニタリングポストによると <math>0.17 \mu \text{Sv/h}</math> 程度である。</p>
H26/11/5	川俣町	<p>11月3日に所有している水田脇にある擁壁の除染作業で発生した洗浄水が所有している水田に浸透しているのを目撃した。</p>	<p>※自治体に連絡済み  (参考)自治体からは、以下の連絡有り  ○汚染水が水田に流れ込んだことは事実。  ○その原因は、養生シートの敷設及びゼオライト敷並べが不十分であつたことによる。  ○汚染水が流れ込んだ水田については、所有者に土の入れ替えを申しでたが、線量率を調査したところ周囲の土と有意な差が認められなかったため、入れ替えは不要となつた。  ○再発防止対策としては、以下を措置済み。  ・11月4日に当該事業者には注意喚起を実施。  ・適切な処置がとれない場合は、高圧洗浄による除染を行わずブラシによる除染のみ実施。  ・今後、一層注意を払って施工するよう、他の業者に対しても定例会議の場で指導を徹底。</p>

H26/11/13	西郷村	<p>所属会社の現場監督者の指示で、山に穴を掘って汚染廃棄物を埋めろと言われた。拒否をしたところ、現場監督者が、「西郷村の除染現場では汚染廃棄物を穴を掘って埋めていた。ばれてはいない」と言っていた。何人かの同僚がその現場で除染作業をしており、現場監督者の指示の下、汚染廃棄物を穴を掘って埋めたとのことだった。</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り ○村で管理している名簿に当該事業者は掲載されておらず、各事業者に対する聴き取り調査においても、当該事業者が村内において除染業務を行った事実はない。</p>
H26/11/25	郡山市 他	<p>以前勤めていた業者の除染車両の基地(車庫)では、作業車が除染現場での高圧洗浄作業後にタンクの中を洗浄せずに戻ってきて、基地内で洗浄をし、出た水を側溝にそのまま流している。 (除染現場:郡山市、白河市、田村市、川俣町)</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り ○写真や元請業者等へのヒアリングによる実態調査の結果、除染関係ガイドラインや業務計画書に基づき、作業車のタンク洗浄は除染現場で適正に処理が行われていることを確認した(川俣町及び福島県(田村市内において除染を実施)より)。 ○通報のあった業者における除染実績は確認されていない。(郡山市、白河市及び田村市より) ○なお、作業車の外装の清掃(洗車)は、基地(車庫)内において行われている。</p>
H27/2/8	伊達市	<p>除染作業で発生したと思われる土や汚泥等をフレコンバックに入れず、直接軽トラックの荷台に積んで運んでいる。また、バス停留所付近は仮置場等ではないのに、停留所付近で土を袋詰めしたり、袋詰めしないでそのまま放</p>	<p>※福島県に連絡済み 本業務は、福島県が発注した除染業務 (参考)福島県からは、以下の連絡有り。 ○現地確認及び関係者聴き取りの結果、以下の不適正な対応が判明した。 ①除去土壌等の軽トラックへの直接積み込みや、自社資材置場での除去土壌等詰め替え作業実施。</p>

		置したり、埋めたり、といい加減な作業をしている。	<p>②指定した仮置場へ搬入をせず、自社資材置場を詰め替え作業場として使用。</p> <p>③輸送・積込・荷下時における飛散・流出防止対策の未実施。</p> <p>○このため、自社資材置場に存置されているフレコンバックに入った除去土壌等を指定仮置場への速やかな運搬をするよう指示するとともに、事業者に対して2月10日に是正報告書の提出を求めた。</p> <p>○2月16日に受託事業者からは是正報告書の提出があり、2月20日に自社資材置場に存置されていたフレコンバックが、指定仮置場に運搬されていることを確認した。</p> <p>○引き続き、除染作業が適切に行われているか随時確認を実施している。</p>
H27/2/16	福島市	<p>除染で発生した除去土壌を入れたフレキシブルコンテナ30袋中10袋を地下埋設せず、残土に混ぜて残土置場に破棄。</p> <p>また、池の石垣のコケの除染作業では、市の担当者から、しっかり剥いでもかかわらず、コケを剥がさないで山砂を掛けて作業完了としていた。</p>	<p>※福島市に連絡済み (参考)福島市からは、以下の連絡有り</p> <p>○何れの件も通報内容が乏しく、事業者聴き取り等を実施したものの、通報箇所を特定するには至らなかった。</p> <p>○なお、通報のあった作業日及び地区において除染作業を行った箇所については、除去土壌等の処理及び除染作業いずれも適切に実施されていることを写真等で確認した。</p>

H27/2/17	福島市	<p>①除染作業で発生したと思われる土壌（砕石）をダンプで持ってきて残土置き場に置いているのを見た。一目で表土を剥いだものとわかる状態だった。除去土壌を残土置き場に置くのはおかしいのではないか。元請会社の所長等がパトロールに来たが、除去土壌は放置されたままである。</p> <p>②除雪絡みでの除染作業にも問題がある。除染を実施した直後に線量を計るのではなく、積雪のあるときに線量を計ったりしている。「表土を剥ぐ前の除染はお金が出るため、写真を撮影してから除雪するように指示している。」という噂も聞いた。</p>	<p>※自治体に連絡済み (参考)自治体からは、以下の連絡有り</p> <p>○関係者聴き取り及び現地確認の結果、通報の事実は確認できなかった。</p> <p>○なお、残土置き場に保管されている土壌は、現場保管用に掘削した残土で、除染除去土壌ではないことを確認した。</p>
H27/2/26	郡山市	<p>除染作業員を辞める数日前に郡山市日和田地区の「7-12 工区 3 号公園」の現場で汚染土をピット以外の場所に穴を掘り、そのまま埋めた。</p> <p>また、7-12 工区においては、休憩所の前に他の工区の可燃物をビニール袋に入れて野積み状態。</p> <p>それと同じ頃、その工区からの汚染砂利を安積町に運搬して、そこにある</p>	<p>※郡山市に連絡済み (参考)郡山市からは、以下の連絡有り</p> <p>○ピット以外の場所に埋設した件については、事業者聴き取りを実施したが、通報の事実は確認できなかった。なお、市において通報場所を含む一帯を相当箇所試掘し、空間線量率を測定したが、通報にあるような事象による影響や異物は確認できなかった。</p> <p>○休憩場所の前に野積み状態については、市が確認したところ、ポリ袋に集めた空き缶等が置いてあるのみで、通報の事実は確認できなかった。</p> <p>○汚染水の垂れ流しについては、元請け業者に聞き取りの結果、砂利の洗</p>

		装置で洗浄する手順だが、作業優先するあまり汚染水を垂れ流してしまい、その後の処理もなされてはいない	<p>浄に使用した水の処理の過程において、容器から水が漏れたことがあった事実を確認した</p> <p>○元請け業者から下請け業者及びその作業指揮者に対し再教育を施し、再発防止対策を実施済みである。</p> <p>○なお、市において、作業場所を含む周辺の空間線量率を測定したが、汚染水による影響は確認できなかった。</p> <p>○また、市では、適正な作業実施をあらためて全事業者に注意喚起するとともに、施工管理の徹底を図っている。</p>
H27/3/30	伊達市	<p>(時期 2012年8月上旬～2013年1月5日)</p> <p>伊達市霊山町下小国の土手の除染が行われていた。堤防の除染のため草木を伐採したものを、そのまま川へ投棄したと思われる。福島県に問合せたところ「フレキシブルコンテナ30袋を霊山町にある仮置場へ移動しています」と言われたが、仮置場の所在地は特定できなかった。</p>	<p>※福島県に連絡済み</p> <p>本業務は、福島県が発注した除染業務(参考)福島県からは、以下の連絡有り</p> <p>○除染廃棄物は、可燃物2袋、不燃物30袋をフレキシブルコンテナに入れて市内仮置場へ搬入済みであることを確認。</p> <p>○なお、通報のあった2012年8月上旬～2013年1月5日には、当該箇所では除染は行っていない。</p>